

丸亀市こうのとりのり支援事業

～令和4年4月1日以降に不妊治療を開始された方へ～

丸亀市では、不妊治療の保険適用開始後に体外受精・顕微授精（生殖補助医療）を受けられたご夫婦に対して経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する「丸亀市こうのとりのり支援事業」を実施しています。

1. 対象者

（以下のすべての要件を満たす方です）

1. 生殖補助医療以外の治療によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されていること
 2. 保険医療機関（厚生労働大臣が指定した保険診療ができる病院や診療所）において生殖補助医療を受けていること
 3. 1回の治療期間中に、ご夫婦の両方またはいずれか一方が丸亀市に住民票があること
 4. ご夫婦であること（事実婚含む）
 5. ご夫婦ともに市税を完納していること
 6. 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
 7. 本年度に治療が開始され、かつ本年度中に治療が終了していること
- ※ 第三者からの精子・卵子・胚提供による不妊治療、代理母・借り腹による不妊治療は対象外になります。



2. 助成対象の診療と助成額

	助成対象の診療		1回の治療に対する基本の助成額 【注1】
1	保険診療による 生殖補助医療 【注2】	保険診療で行われた体外受精・顕微授精の治療 (保険診療と先進医療を組み合わせた治療を含む)	3万円/回 1子につき2回まで加算できます (『別紙 加算方法』を参照) 【注4】
2	保険外診療(自費診療) による生殖補助医療	保険診療に該当する治療と先進医療以外の治療を併用することによって自費診療となった体外受精・顕微授精の治療 ※治療内容に保険適用外治療(先進医療を除く)が含まれる場合は、保険診療に該当する治療も含め全額自己負担となります。	10万円/回
3	男性不妊治療 【注3】	上記1または2を行うにあたり、その一環として精子または精巣上体から採取するための手術を行った場合	男性不妊治療が 1で行われた場合 3万円/回 2で行われた場合 10万円/回

【注1】 生殖補助医療の「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの生殖補助医療の一連の過程を指し、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とします。

【注2】 『保険診療による生殖補助医療』については、**高額療養費制度の適用**となる場合があります。治療費が高額になることが分かっている場合、事前に加算されている公的医療保険（健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、共済組合など）から「**限度額適用認定証**」の交付を受けておくことをおすすめします。医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより1か月の窓口での支払額が「自己負担限度額」まで抑えられます。詳しくは加入されている各保険組合にお問合せください。

【注3】 採卵準備前に**男性不妊治療**を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象になります。また、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植をする場合を除きます。

〈精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術例〉 ・精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE）） ・精巣上体精子吸引法（MESA） ・精巣内精子吸引法（TESA） ・経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）

【注4】 『保険診療による生殖補助医療』は基本の助成額に加え、香川県不妊治療費助成事業による補助額を、**自己負担額の範囲内で加算**することができます（助成回数のうち2回まで）。加算額の算定方法については、「別紙 加算方法」をご参照ください。

3. 助成回数

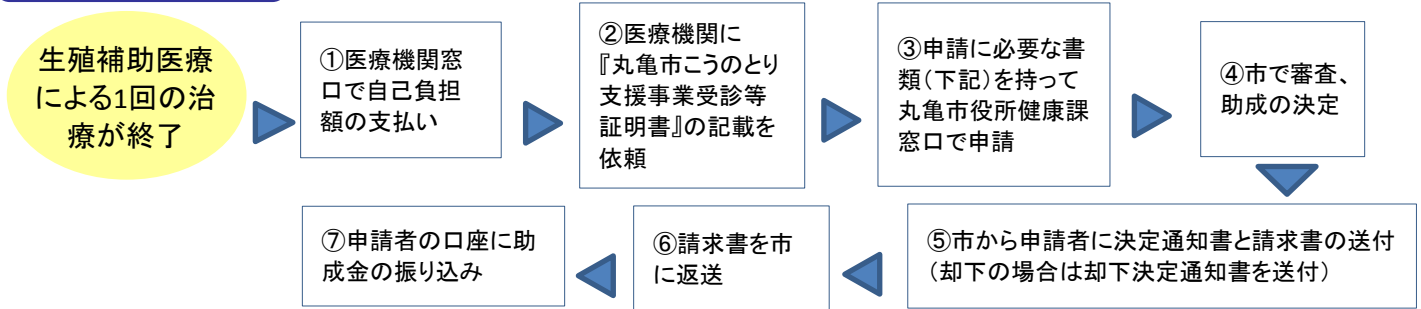
初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	43歳になるまでに1子ごとに通算6回
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに1子ごとに通算3回

※ 保険適用開始前の旧制度で助成金を支給された回数は含みません。

※ 不妊治療費の助成を受けた後の出産（12週以降の死産を含む）ごとに上限回数をリセットすることができます。

※ 丸亀市転入前に他の市区町村（都道府県は含まない）で受けた助成（令和4年4月1日～の治療開始分に対する助成）の回数も通算します。

4. 申請の流れ



※ 助成は年度ごとに行います。当該年度中に1回の治療を終了しているものについては、当該年度内に申請してください。

（令和5年度については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに治療が終了するものに対し助成します。申請期限は、原則令和6年3月31日です。やむをえず申請期限を過ぎる場合は、令和6年3月末までに健康課に連絡してください）

5. 申請に必要な書類

申請に必要な書類			様式	
1	全員提出	丸亀市こうのとり支援事業申請書	申請者は夫と妻のどちらでも構いませんが、申請者の口座に助成金を振り込みます。	様式1
2		丸亀市こうのとり支援事業受診等証明書	医療機関に記載を依頼してください。	【保険診療用】様式2 または 【保険外診療用】様式3
3		医療機関が発行した生殖補助医療の領収書及び明細書	2の受診証明書に治療期間と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないようご確認ください。	
4		申請者の本人確認ができる書類	マイナンバーカード、運転免許証等 ※申請者以外の方が窓口に来られる場合は、申請者の本人確認ができる書類のコピーの持参と窓口に来所される方の本人確認書類の提示が必要。	
5	省略できる場合あり	治療者の健康保険証	保険診療による治療を受けられた方のうち、助成額の加算をされる方で、高額療養費制度による支給を受けられた場合に必要です。	
6		限度額適用認定証 【交付されていない場合は、マイナンバーカード、または高額療養費支給決定通知書等】	※限度額適用認定証がなく、マイナンバーカードを持参される場合は、窓口でご自身のマイナポータルアプリから限度額適用区分を確認していただきます（4桁の暗証番号が必要）。事前にマイナンバーカードの保険証利用申し込みを済ませておいてください。	
7		夫婦であることを証明できる書類（注）	【法律婚の場合】 ①夫婦同一世帯のとき⇒世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの） ②夫婦別世帯のとき⇒夫及び妻の住民票・全部事項証明書（戸籍謄本） ※①②ともに申請日から3か月以内に発行されたもので、①についてはマイナンバーの記載がないもの 【事実婚関係の場合】 ①兩人住民票の写し ②兩人からの事実婚関係に関する申立書 →	様式4
8		夫婦ともに市税を完納していることを証明する書類（注）	完納状況を公簿等で確認することに承諾をいただいた場合は不要です。	
9		債権者登録申出書（初回申請のみ）	申請者の口座番号等を記載してください。	様式5

（注）丸亀市の公簿等により確認できる書類については不要です。

※ 上記様式1～5は市のホームページに掲載しています。

【申請・問い合わせ先】

丸亀市健康福祉部健康課
〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
TEL:0877-24-8806 FAX:0877-24-8830
E-mail: kenko-k@city.marugame.lg.jp